

春日井市広告入りこんにちは赤ちゃん訪問冊子の無償提供に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、「春日井市こんにちは赤ちゃん訪問事業」(以下「訪問事業」という。)において、4か月までの乳児とその保護者に配付する赤ちゃんに関する冊子(以下「冊子」という。)の無償提供について、春日井市広告掲載要綱(平成18年8月25日施行。以下「要綱」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、「提供者」とは、冊子が無償で提供し市に納入するものをいう。

(配付期間)

第3条 冊子の配付期間は、1年とする。ただし、市長は提供者と協議のうえ、配付期間を変更することができる。

(製作上の注意事項)

第4条 提供者は、広告内容、色等の冊子の仕様について、事前に市長と協議し、市長の承諾を受けた後に製作しなければならない。

2 提供者は、冊子の数量、納入時期について市長の指示に従うものとする。

(提供者の募集及び選定)

第5条 提供者の募集は、ホームページに掲載して行う。

2 募集期間、その他募集について必要な事項及び提供者の選定基準については、募集要項に定める。

(提供者の申込み)

第6条 冊子の提供を希望するものは、春日井市広告入りこんにちは赤ちゃん訪問冊子無償提供申込書(第1号様式)を市長に提出するものとする。

(提供者の決定)

第7条 市長は、前条の申込みがあったときは、速やかに内容を審査し、可否を決定する。

2 冊子の提供の可否を決定したときは、春日井市広告入りこんにちは赤ちゃん

ん訪問冊子無償提供決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。
（契約の締結）

第8条 市長は、前条により提供者を決定したときは、提供者と冊子の製作及び無償提供に関する契約を締結する。

（問題発生時の対応）

第9条 提供者は、冊子の内容に関する苦情及びその他問題が発生したときは、その一切の責任を負い、誠意をもって速やかに解決に努めるものとする。

（配付の中止）

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合又は市民に冊子を配付することが不適切と認める事項が発生したときは、配付を中止することができる。

- (1) 指定した期日までに冊子を納入しないとき
- (2) 春日井市広告掲載要綱第5条第2項の規定による仕様の変更又は条件に従わないとき
- (3) その他、市長が広告掲載に特に支障があると認めたとき

（雑則）

第11条 この要領に定めるもののほか、冊子の製作及び無償提供について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成20年4月18日から施行する。